



熊本県公報

第 1 2 1 0 4 号

平成 24 年 4 月 17 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 1
- 土地改良区の定款変更認可…………… (//) 1
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 1
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 1
- 熊本都市計画ごみ焼却場の変更(熊本市決定)…………… (都市計画課) 2
- 熊本都市計画用途地域の変更(熊本市決定)…………… (//) 2
- 熊本都市計画特別用途地区の変更(熊本市決定)…………… (//) 2
- 熊本都市計画地区計画の決定(熊本市決定)…………… (//) 2
- 熊本都市計画公園の変更(熊本市決定)…………… (//) 2
- 熊本都市計画地区計画の決定(益城町決定)…………… (//) 3

登 載 依 頼

- 都道府県風俗環境浄化協会の名称変更…………… (熊本県公安委員会) 3
- 労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者…………… (労働委員会) 3

公 告

熊本県公告第 2 2 0 号

熊本市に事務所を置く緑川南部土地改良区理事長八幡紀雄から平成 24 年 3 月 21 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 24 年 4 月 6 日付けで認可したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 3 項の規定により公告する。
平成 24 年 4 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 2 1 号

宇城市に事務所を置く三角町土地改良区理事長天川幸彦から平成 24 年 3 月 19 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 24 年 4 月 6 日付けで認可したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 3 項の規定により公告する。
平成 24 年 4 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 2 2 号

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 24 年 4 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	宮本 新春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 9 8 8 番地 3

熊本県公告第 2 2 3 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 24 年 4 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町松橋 1 3 7 3 番地
- 2 築造者の氏名 中原典男
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋 1 3 7 1 番 1、同 1 3 7 1 番 8、同 1 3 7 5 番 2 及び同 1 3 7 5 番 3

- 4 道路の幅員 4.68メートルから5.14メートルまで
- 5 道路の延長 28.53メートル
- 6 指定年月日 平成24年3月30日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第46号

熊本県公告第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画ごみ焼却場 19号 熊本市西部環境工場
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画特別用途地区
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（熊本駅前東B地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画公園 9・6・1号 水前寺江津湖公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成24年4月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（くまもと臨空テクノパーク地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

登載依頼

熊本県公安委員会告示第12号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により名称の変更の届出があったので、同条第2項に基づき、次のとおり告示する。
平成24年4月17日

熊本県公安委員会委員長 竹中 潮

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更しようとする年月日
社団法人熊本県防犯協会連合会	名称	社団法人熊本県防犯協会連合会	公益社団法人熊本県防犯協会連合会	平成24年4月1日

熊本県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。
平成24年4月17日

熊本県労働委員会会長 石 橋 洋

氏名	現職
石 橋 洋	熊本県労働委員会会長
津 留 清	熊本大学法科大学院法曹養成研究科教授
倉 田 榮 喜	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
藤 野 芳太郎	熊本県労働委員会公益委員 株式会社熊本日日新聞社取締役経営計画調整室長
池 上 恭 子	熊本県労働委員会公益委員 熊本学園大学商学部教授
椎 葉 武 文	熊本県労働委員会労働者委員 全九州産交運輸労働組合執行委員長
手 嶋 一 弘	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会会長
田 北 尚 勝	熊本県労働委員会労働者委員 全日通労働組合熊本県支部執行委員長
上 田 淳	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
前 平 亜希子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部特別執行委員
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
岩 永 邦 子	熊本県労働委員会使用者委員 元株式会社鶴屋百貨店非常勤顧問

沼 田 吉 輝	熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員 白 鷺 電 気 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役
大 城 由 加 里	熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員 株 式 会 社 レ イ メ イ 藤 井 福 岡 本 社 管 理 本 部 総 務 部 部 長
中 川 幸 生	熊 本 県 労 働 委 員 会 使 用 者 委 員 熊 本 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
柳 田 幸 子	熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長
橋 本 博 之	熊 本 県 労 働 委 員 会 事 務 局 審 査 調 整 課 長
大 谷 祐 次	熊 本 県 商 工 観 光 労 働 部 商 工 労 働 局 労 働 雇 用 課 長